

令和7年第8回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年8月27日(水) 午前8時30分～9時20分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会 長	12番	岩 下 市 蔵
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	1番	西 美 香
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 菌 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	古 川 千 明
串木野地区2	藤 園 宗 男
市来地区	橋 口 守

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員 (9番 外菌 健藏 ・ 10番 池田 善之)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法
について

日程第2 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第3 議案第45号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和7年第8回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、総会のほうを進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっています。会長、よろしくお願いします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきたいと思えます。まず事務局より、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し、出席委員数 12 名、全員出席で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員 3 名の方々も、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行をさせていただきます。これより議事に入ります。まず、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは本日の議事録署名委員は、9 番 外菌健藏 委員と、10 番 池田善之 委員をお願いしたいと思います。

ただ今から、議事に入ります。日程第 1 報告議案第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知（中間管理法）についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、

関連する委員、〇〇委員と、〇〇委員は、ご退席をお願いしたいと思います。

(〇〇委員、〇〇委員退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1～3ページをご覧ください。日程第1報告議案第10号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は、20件33筆23,666㎡です。1番～4番は、後程6ページからの集積等促進計画案の5番、8番、15番、16番で新たな借人と契約を結ぶための合意解約です。5番～20番は、農業経営から撤退するための合意解約です。このうち7番と8番は、貸人が解約を了承していないため、借人からのみの解約になり、機構預かりになります。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。皆様の方からご質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第1報告議案第10号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(中間管理法)については、通知のとおり受理することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第1報告議案第10号については、通知のとおり受理することとします。〇〇委員、〇〇委員は自席へお戻りください。

(〇〇委員、〇〇委員着席後)

次に日程第2議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件についてを議題とします。それでは事務局及び調査員の報告をお願いします。

原田主査

日程第2議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件についてであります。4ページをお開きください。本申請は令和元年7月25日から営農型太陽光発電施設として、一時転用で3年毎に更新されてきましたが、令和7年7月24日の許可期限をもって営農型をやめ太陽光発電施設として、使用貸借により今後も利用を続けていきたいための申請となります。現在のヒサカキにつきましては、令和7年4月25日に営農型から太陽光発電施設として許可済みの、湊

町〇〇番のヒサカキと合わせて、栽培の効率化のため移植に適した時期の 10 月に、大里〇〇番へ移植します。また、営農型を中止することについての理由書が添付されています。当初、申請地は第 1 種農地であったため、営農型でしかできない農地でありましたが、現在は第 2 種農地のその他の農地となっております。既に設置してあるため、代替地の検討はしてありません。調査委員は【正】を木場委員、【副】を池田善之委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

木場委員 3番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、8月 19 日午前9時 30 分より、譲受人の代理人行政書士立会いのもと、池田善之委員と私が調査を実施しましたのでご報告いたします。位置図は4ページ、5ページを参照してください。転用目的は、事務局からの説明もありましたが、営農型太陽光発電施設を中止し、自然エネルギーとして太陽光発電施設を運営します。農地区分は第2種農地、その他の農地です。雨水排水は自然流下です。南は山林、北は畑、東は道、西は山林です。必要な書類は全て添付されています。周辺には、耕作している農地はありません。植えてあるヒサカキは、10 月に大里〇〇番に移植します。私達が調査した結果は、特に問題はないと見てきました。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりましたが、これより質疑に入りたいと思います。何か皆様方からご質問はございますか。

樋ノ口委員 ちょっといいですか。そこに植えてあるヒサカキを移植するということですが、場所はどこですか。

松原主査 市来駅の近くに農地を持っていらっしゃって、そちらに移植します。

樋ノ口委員 営農型の下ヒサカキは、市来の営農型の場所へ移すんですか。

原田主査 湊町の営農型の場所は〇〇番に、元々営農型の太陽光発電施設があったんですけど、ここにあったヒサカキも同じく市来駅近くの大里〇〇番へ移植します。

樋ノ口委員 市来の方は、これよりひどいんですよ。だから、どこに移すんだらうと思って心配したんですけど。

議長 全く違う所に移植するということです。

松原主査 こちらも同じ所に移植して、一元管理します。

議長 他に何かございますか。

西委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

西委員 道と書いてある所は、道になっていなくて、当初この営農型発電を作る時も、自動車屋さんの方を通らせてもらっていたそうなんです。実際に私がパトロールで回る時には、9923 番 3 の畑は今は耕作されていないんですが、少し前までは耕作されている方がいらっちゃって、すぐに使えそうな畑です。最初はしいたけを作っていましたけど、ヒサカキに替えて、この前行ってみたところ、あまり手入れが行き届いていない感じでした。営農計画として、ヒサカキ自体は今後はどういう販売をされていくんですか。作っているだけで、販売先はどうなんですか。

松原主査 今の所は、出荷できる大きさになっていないので、販売していなかったんですけど、今後はそういうことが出てくるということがあったのと、市来の方も枯れたりして収益がなかなか上がらなくなってくることも考えて、一元管理できる他の所に移して営農型ではない形で生産した方が、縛りもなく生産販売し易いので、今回営農型をやめて太陽光発電だけをしたいということです。

西委員 元々が第1種農地だったので、太陽光発電だけではできないということで、営農型になったと思うんですけど、昨今太陽光発電が色々と問題になっている中、資料だけが揃っていれば、許可をすること自体を考えなければいけないのかなと思って。作る時から何年後かの計画も考えての営農型発電を設置するという話だったのかなと、次に似たような話が出てきた時に、作ってもだめだから太陽光発電にすることになりかねないから、そういうのは慎重にした方がいいのかなと思いました。

松原主査 ここに関しても、毎年県への報告は出しますし、3年毎に更新になっていますので、3年経った時に更新をしたいということであれば、その時に国の指針も厳しくなっていますので、周りで同じ農作物を作っている平均的な収益よりも8割を割るようなやり方では、更新はできなくなる決まりもあつたりしますので。

西委員 そもそも収益出ていないので、8割どころじゃないですよ。

松原主査 まだそこまで育っていないので、今までのところは問題はないです。

西委員 問題ないんですか。

松原主査 まだ、収益になるまでの大きさになっていませんから。

西委員 作ったのは3年よりもっと前ですよ。更新して何年目ですか。

木場委員 7年目です。

樋ノ口委員 ここは管理をしていないですよ。

外菌委員 要は、何でもこういう風になったかということで、書類上ではわからないですよ。本人のやり方ですよ。だからそこをちゃんと確認していないと、申請してもらっても本人がどこまでやる気なのかを見ないと。

議長 色々意見がございましたけれども、この件については、この場では、営農型を取りやめて、太陽光発電にすることについて、許可をするかしないかということなんですが、それについて他に何かございませんか。

池田一成委員 はい、前に見に行ったりしているんですけど、他にもあるんですか。

木場委員 いいえ。

池田一成委員 ここと、この前の所と2ヶ所だけなんですか。結局計画的にされているような気もしないでもないんだけど、他にあるのであれば、マエダさん自体が、他を含めてどういう風に持つて行くのか確約を取っておかないとならないのかなと思ったものですから。それから、もう一点、今回の件には限らず、やはり太陽光発電の所を将来的に使えなくなった場合に、そこの撤去までしてもらわないといけないという形ですよ、そこは確約書か何かもらっているんですか。

久木山委員 営農型はここが1件ですよ。

池田一成委員 他にはないんですか。今後も含めて、こういう物件については、農地にこういう建物を作ることになった場合に、最終的に撤去す

るという条件になってくると思うんですよね。撤去しない場合については代替えで請求をするような形で、書類上の整理も将来的にやった方がいいのかなとちょっと思っただけです。

松原主査 撤去に関しては、3年おきに更新になる時点で、撤去されるだけの費用があるかないかを確認しますので、その時に預貯金や借入れで、撤去費用としていくら準備があるかを確認しています。

池田一成委員 費用のところではなくて、法的に撤去できるような書類も必要なのかなと思ったところです。

議長 これ以外には、いちき串木野市ではないわけですか。

久木山委員 あとは山林とかなので、農業委員会には関係はないです。国が許可をするわけだから、後は国の指針に従ってすればいいわけだから。

議長 他に意見がなければ決を採りたいと思いますが。

西委員 これ、転用許可が出た後、第2種農地になったから、農地のまま太陽光が上にあるということでもいいんですか。

久木山委員 雑種地になる。

西委員 雑種地になるんですか。農地から外されるということですか。

久木山委員 そうです。

議長 結果、そこの決なんですよ。

久木山委員 農地から外されるから、そこの許可だけですよ。

西委員 今おっしゃったように、地目を変えられてしまえば、農業委員会の管轄外になってしまうので、そのままになってしまう可能性があるということですよね。農業委員会としては、ここは農地だからしっかりしなさいということが、もう言えなくなってしまうということですね。

議長 今、話を色々と聞いてみますと、いちき串木野市では営農型はここだけだったということで、他にはないということですね。先程、西委員からもありましたけれども、今後こういう申請が出てきた時に、ど

ういった対応を取るかということはまた、我々が考えなければならぬ
ことであるとは思いますが。ただ、この時点では、この申請を許可す
るかどうかということですので、他に質問がなければこの場で決を採
りたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長 では、異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第2議案第44号農地法第5条第1項の規
定による許可申請1件については、申請のとおり決定することでご異
議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんので、日程第2議案第44号については、申請のとおり
許可することとします。

次に日程第3議案第45号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積
等促進計画案についてを議題とします。それでは事務局の説明をお願い
します。

棚町主査 6～9ページをご覧ください。日程第3議案第45号令和7年11月
1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案につ
いてです。29件、35筆29,931㎡で、全て新規の契約です。5番、8
番、15番、16番は、先程1ページの合意解約通知でご審議をいただ
きました農地です。今回新たに1番～10番の借人に〇〇の申請が出て
おります。今まで相対で耕作しておられた方が離農されるため、新た
に耕作をしていただけることになりました。農地所有適格法人として
の要件につきましては、後程10ページからのその他（1）でご報告
をいたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今説明が終わりましたが、質問とかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第3議案第45号農地中間管理事業に伴う
農用地利用集積等促進計画案については、報告のとおり決定すること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第3議案第45号については、報告のとおり決定することとします。

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

• _____

• _____

